

温した浸出用液を満たし、時計皿で覆い、 60° に保ちながら30分間放置する。

液体を満たすことができない試料にあつては、表面積 1cm^2 につき2mlの割合の浸出用液を 60° に加温して浸し、 60° に保ちながら30分間放置する。

ただし、使用温度が 100° を超える試料であつて水を浸出用液とする場合にあつては 95° に保ちながら30分間、ヘプタン又はペンタンを浸出用液とする場合にあつては 25° に保ちながら1時間放置する。

(2) 試験

1. ヒ素、鉛及びカドミウム
(中略)

a ヒ素

試験溶液10mlを用いて、ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素量は三酸化二ヒ素として $0.2\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

b カドミウム及び鉛

試験溶液を用いて原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法によりカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、水を用いて作った試験溶液はその100mlに硝酸5滴を加えて用いる。また、

カドミウム標準溶液としてはカドミウム標準溶液（金属缶試験用）、鉛標準溶液としては鉛標準溶液（金属缶試験用）を用いる。これに適合するとき、試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ $0.1\mu\text{g}/\text{ml}$ 及び $0.4\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

2 フェノール

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のフェノールの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のフェノール量は $5\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

3 ホルムアルデヒド

浸出用液として水を用いて作った試験溶液を試験溶液としてモノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

熱した浸出用液を満たし、時計皿で覆い、 60° に保ちながら30分間放置する。

液体を満たすことができない試料にあつては、表面積 1cm^2 につき2mlの割合の浸出用液を用い、 60° に保ちながら30分間放置する。

ただし、使用温度が 100° を超える試料であつて水を浸出用液とする場合にあつては 95° に保ちながら30分間、n-ヘプタンを浸出用液とする場合にあつては 25° に保ちながら1時間放置する。

(2) 試験

1. ヒ素、鉛及びカドミウム
(中略)

a ヒ素

試料溶液100mlをナス型フラスコに採り、硝酸5mlを加えてよく混ぜ合わせ、加熱して約20mlとした後、硝酸10ml及び硫酸5mlを加え、硫酸の白煙が発生し溶液の色が淡黄色又は無色になるまで穏やかに加熱する。冷後、水15ml及びシュウ酸アンモニウム試液10mlを加え、フラスコの頸部に白霧が現われるまで加熱する。冷後、水を加えて全量を正確に50mlとする。この液3mlを採り、ヒ素試験法中の装置Aを用いる方法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。

ただし、標準色は、0.5%クエン酸溶液100mlを試料溶液の場合と同様に操作して作った液3mlを採り、ヒ素標準液1.2mlを加えてよく混ぜ合わせ、ヒ素試験法中の操作法に規定するところにより調製する。

b カドミウム及び鉛

試料溶液50mlを採り、徐々に加熱し直火上で乾固する。引き続き火力を強めながらこれを約 450° で加熱して灰化する。冷後、塩酸(1→2)5mlを静かに加えてこれを溶解した後、水浴上で蒸発乾固する。冷後、これを $1\text{mol}/\text{l}$ 硝酸に溶かして全量を10mlとする。これを試験溶液として原子吸光光度法によりカドミウム及び鉛の試験を行うとき、これに適合しなければならない。ただし、カドミウム標準溶液としては、カドミウム標準原液50mlに $0.1\text{mol}/\text{l}$ 硝酸を加えて100mlとしたものを、鉛標準溶液（原子吸光光度法用）としては、鉛標準原液20mlに $0.1\text{mol}/\text{l}$ 硝酸を加えて100mlとしたものをそれぞれ用いる。

2 フェノール

浸出用液として水を用いて作った試験溶液について、次の試験を行う。

試料溶液20mlを採り、ホウ酸緩衝液3mlを加えてよく振り混ぜた後、4-アミノアンチピリン試液5ml及びフェリシアン化カリウム試液2.5mlを加え、更に水を加えて100mlとし、よく振り混ぜて室温で10分間放置する。別に水を用いて試験溶液と同様に操作して得られた溶液を対照とし、波長510nmで吸光度を測定するとき、試験溶液の吸光度はフェノール比色標準溶液の吸光度より大きくてはならない。

3 ホルムアルデヒド

浸出用液として水を用いて作った試験溶液を試験溶液としてモノマー試験法中のホルムアルデヒドの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

4 蒸発残留物

蒸発残留物試験に定める浸出用液を用いて調製した試料溶液を試験溶液として蒸発残留物試験を行うとき、その量は $30\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下でなくてはならない。

ただし、天然の油脂を主原料とする塗料であって塗膜中の酸化亜鉛の含量が3%を超えるものにより缶の内面を塗装した缶を試料とする場合であり、かつ、n-ヘプタンを浸出用液として用いたときの蒸発残留物の量は、 $90\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下でなければならない。また、この場合であって、水を浸出用液として用いたときの蒸発残留物の量が $30\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ を超える場合は、次の試験に適合しなければならない。

水を浸出用液として用いて得られた蒸発残留物にクロロホルム 30 ml を加え、加温した後これをろ過し、ろ液を重量既知の白金製、石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に量る。更にクロロホルム 10 ml ずつで2回蒸発残留物を洗い、加温した後これをろ過し、ろ液を蒸発皿に合わせ、水浴上で蒸発乾固する。冷後、秤ひょう量して蒸発皿の前後の重量差 $a(\text{mg})$ を求め、次式によりクロロホルム可溶物の量を求めるとき、その量は $30\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下でなければならない。

$$\text{クロロホルム可溶物量}(\mu\text{g}/\text{ml}) = ((a-b) \times 1,000) / \text{最初の試験溶液の採取量}(\text{ml})$$

ただし、 b ：試験溶液と同量の浸出用液について得た空試験値(mg)

5. エピクロルヒドリン

浸出用液としてペンタンを用いて作った試料溶液を試験溶液として、モノマー試験法中のエピクロルヒドリンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のエピクロルヒドリン量は $0.5\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

6. 塩化ビニル

液体を満たすことができる試料にあつては、 5° 以下に冷却したエタノールを満たし、密栓して 5° 以下に保ちながら24時間放置する。

液体を満たすことができない試料にあつては、表面積 1cm^2 につき 2ml の割合の 5° 以下に冷却したエタノールを用い、密封した容器中で 5° 以下に保ちながら24時間放置する。

得られた溶液 10 ml をセプタムキャップ付きガラス瓶に入れ、直ちに密封する。これを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の塩化ビニル量は $0.05\text{ }\mu\text{g}/\text{ml}$ 以下となる。

E 器具又は容器包装の用途別規格（略）

F 器具及び容器包装の製造基準（略）

4 蒸発残留物

試料溶液を試験溶液として蒸発残留物の試験を行うとき、その量は 30 ppm 以下でなくてはならない。

ただし、天然の油脂を主原料とする塗料であって塗膜中の酸化亜鉛の含量が3%を超えるものにより缶の内面を塗装した缶を試料とする場合であり、かつ、n-ヘプタンを浸出用液として用いたときの蒸発残留物の量は、 90 ppm 以下でなければならない。また、この場合であって、水を浸出用液として用いたときの蒸発残留物の量が 30 ppm を超える場合は、次の試験に適合しなければならない。

水を浸出用液として用いて得られた蒸発残留物にクロロホルム 30 ml を加え、加温した後これをろ過し、ろ液を重量既知の白金製又は石英製の蒸発皿に量る。更にクロロホルム 10 ml ずつで2回蒸発残留物を洗い、加温した後これをろ過し、ろ液を蒸発皿に合わせ、水浴上で蒸発乾固する。冷後、秤ひょう量して蒸発皿の前後の重量差 $a(\text{mg})$ を求め、次式によりクロロホルム可溶物の量を求めるとき、その量は 30 ppm 以下でなければならない。

$$\text{クロロホルム可溶物量}(\text{ppm}) = ((a-b) \times 1,000) / \text{最初の試験溶液の採取量}(\text{ml})$$

ただし、 b ：試験溶液と同量の浸出用液について得た空試験値(mg)

5. エピクロルヒドリン

液体を満たすことができる試料にあつては、内容積の20%の量のn-ペンタンを入れて密栓し、 25° に保ちながら時々振り混ぜて2時間放置する。

液体を満たすことができない試料にあつては、表面積 1cm^2 につき 0.4ml の割合のn-ペンタンを用い、密封した容器中で 25° に保ちながら時々振り混ぜて2時間放置する。これを試験溶液としてモノマー試験法中のエピクロルヒドリンの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

6. 塩化ビニル

液体を満たすことができる試料にあつては、 5° 以下に冷却したエタノールを満たし、密栓して 5° 以下に保ちながら24時間放置する。

液体を満たすことができない試料にあつては、表面積 1cm^2 につき 2ml の割合の 5° 以下に冷却したエタノールを用い、密封した容器中で 5° 以下に保ちながら24時間放置する。これを試験溶液としてモノマー試験法中の塩化ビニルの試験を行うとき、これに適合しなければならない。

E 器具又は容器包装の用途別規格（略）

F 器具及び容器包装の製造基準（略）

改 正 案	現 行
<p>第4 おもちや A おもちや又はその原材料の規格 1 うつし絵は、次の試験法による試験に適合しなければならない。 この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。 (1) 試験溶液の調製 (略) (2) 試験 1. 重金属 試験溶液20mlについて、第3 器具及び容器包装の部B 器具又は容器包装一般の試験法 4 重金属試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中の重金属量は鉛として$1\mu\text{g}/\text{ml}$以下となる。</p>	<p>第4 おもちや A おもちや又はその原材料の規格 1 うつし絵は、次の試験法による試験に適合しなければならない。 この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。 (1) 試験溶液の調製 (略) (2) 試験 1. 重金属 試験溶液100mlを白金製又は石英製の蒸発皿に採り、初め水浴上で加温して大部分の水分を蒸発させた後直火上で注意して乾固する。これを引き続き火力を強めながら約500°で加熱して灰化する。蒸発皿の内容物を硫酸で潤して再び加熱し、ほとんど白色の灰分が得られるまでこの操作を繰り返して行った後、この残留物に希酢酸10ml及び水10mlを加え、水浴上で加温して溶かし、更に水を加えて25mlとし、その5mlをネスラー管に採り、水を加えて50mlとする。別に鉛標準液2mlをネスラー管に採り、希酢酸2ml及び水を加えて50mlとし、比較標準液とする。両液に硫化ナトリウム試液2滴ずつを加えてよく混和し、5分間放置した後、両管を白色を背景として上方及び側方から観察するとき、試験溶液の呈する色は比較標準液の呈する色より濃くではない。 硫酸 硫酸(特級)を用いる。 希酢酸 酢酸(特級)6mlに水を加えて100mlとしたものを用いる。 鉛標準液 第2 添加物の部C 試薬・試液等の項の3 標準液に規定する鉛標準液を用いる。 硫化ナトリウム試液 第2 添加物の部C 試薬・試液等の項の1 試薬・試液に規定する硫化ナトリウム試液を用いる。</p>
<p>2. ヒ素 試験溶液20mlを採り、第3 器具及び容器包装の部B 器具又は容器包装一般の試験法 7 ヒ素試験法により試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のヒ素量は三酸化二ヒ素として$0.1\mu\text{g}/\text{ml}$以下となる。</p>	<p>2. ヒ素 試験溶液10mlを採り、第2 添加物の部B 一般試験法の項のヒ素試験法中の装置Aを用いる方法により試験を行うとき、その呈色は標準色より濃くではない。</p>
<p>2 折り紙 (略) (2) ヒ素 第4 おもちやの部A おもちや又はその原材料の規格の項の1の(2) 試験の2. ヒ素を準用する。</p>	<p>2 折り紙 (略) (2) ヒ素 第4 おもちやの部A おもちや又はその原材料の規格の項の1の(2) 試験の2. ヒ素を準用する。</p>
<p>3 ゴム製おしやぶり (略)</p>	<p>3 ゴム製おしやぶり (略)</p>
<p>4 おもちやの製造に用いる塩化ビニル樹脂塗料は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。 (1) 試験溶液の調製 (略) (2) 試験 1. 過マンガン酸カリウム消費量 試験溶液50mlに水を加えて100mlとしたものについて、第3 器具及び容器包装の部B 器具又は容器包装一般の試験法 1 過マンガン酸カリウム消費量試験法により試験を行うとき、その量は$50\mu\text{g}/\text{ml}$以下でなけ</p>	<p>4 おもちやの製造に用いる塩化ビニル樹脂塗料は、次の試験法による試験に適合しなければならない。この場合において、試験に用いる水は蒸留水とする。 (1) 試験溶液の調製 (略) (2) 試験 1. 過マンガン酸カリウム消費量 三角フラスコに水100ml、硫酸(1→3)5ml及び0.002mol/l過マンガン酸カリウム溶液5mlを入れ、5分間煮沸した後、液を捨て水で洗う。この三角フラスコに試験溶液100mlを採り、硫酸(1→3)5mlを加え、更に0.002mol/l過マンガン酸カリウム溶液5mlを入れ、5分間煮沸した後、液を捨て水で洗う。この三角フラスコに試験溶液100mlを採り、硫酸(1→3)5mlを加え、更に0.002mol/l過マンガン酸カリウム溶液5mlを入れ、5分間煮沸した後、液を捨て水で洗う。</p>